

復興特区制度の活用状況等 (復興推進計画、復興整備計画)



復 興 庁

Reconstruction Agency

目次

復興推進計画

1. 復興推進計画(概要) 1
2. 復興推進計画(認定状況)
3. 復興推進計画(税制特例の指定件数①)
4. 復興推進計画(税制特例の指定件数②)
5. 復興推進計画
(税制特例の効果(投資・雇用)①)
6. 復興推進計画
(税制特例の効果(投資・雇用)②)
7. 復興推進計画
(利子補給金の支給状況等)
8. 復興推進計画
(規制・手続等の特例の活用状況①)
9. 復興推進計画
(規制・手續等の特例の活用状況②)
10. 復興推進計画(活用見込み等)

復興整備計画

1. 復興整備計画(概要) 10
2. 復興整備計画(作成・公表実績)
3. 復興整備計画(特例の活用状況)
4. 復興整備計画(活用見込み)

1. 復興推進計画（概要）

- 復興推進計画は、東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)に基づき、個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。
- 内閣総理大臣の認定を受けることにより、住宅、産業、まちづくり等の各分野にわたる規制、手続の特例、企業の投資や雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例、利子補給金制度の適用を受けることができるものであり、被災地の復興を推進する重要な制度。

特例措置の概要

税制上の特例

事業者の税負担の軽減

- ① 特別償却又は税額控除(機械等の取得)
- ② 法人税等特別控除(被災雇用者給与の10%税額控除)
- ③ 新規立地新設企業を5年間無税(所得を積み立てた場合その額を損金算入可)
※①～③は選択適用
- ④ 研究開発税制(即時償却、税額控除) 等

金融上の特例

事業者への低利融資

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給(5年間 0.7%)

規制・手続等の特例

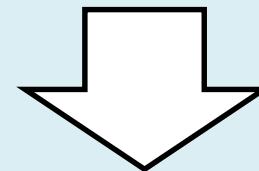
土地の有効活用等、事業活動への負担軽減

- ・工場立地の緑地規制の特例
- ・応急仮設店舗等の存続可能期間の延長の特例
- ・公営住宅等の入居者資格要件の特例 等

※法附則第2条において、「法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」とされている。

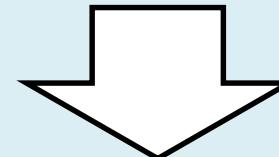
復興推進計画の手続き

- 地方公共団体が計画を作成
・区域、目標、取組内容 等



国が計画を認定

- ・関係省庁の同意の基、内閣総理大臣が認定



計画に基づく、事業の実施

- ・税制の特例を講じる事業者の指定(地方公共団体)
- ・規制の特例等を活用した事業の実施 等

2. 復興推進計画（認定状況）

- 規制・手続き等の特例に係る計画は37計画、税制上の特例に係る計画は22計画、金融上の特例に係る計画は94計画認定（※1）。
- 県別では、岩手県で19計画、宮城県で49計画、福島県で55計画等となっている（※2）。

平成27年4月1日現在

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続等の特例	1	6	15	6	6	1	2	37
税制上の特例	1	2	15	3	1	0	0	22
金融上の特例	4	12	21	46	11	0	0	94
県合計	6 (5)	20 (19)	51 (49)	55	18 (17)	1	2	153 (148)

※1 一の復興推進計画に複数の特例が盛り込まれている場合には、該当する特例の数を計上した。

※2 県合計の下段の括弧内の数値は複数の特例に該当する重複を排除し、当該県内で認定された復興推進計画の数を表記したもの。

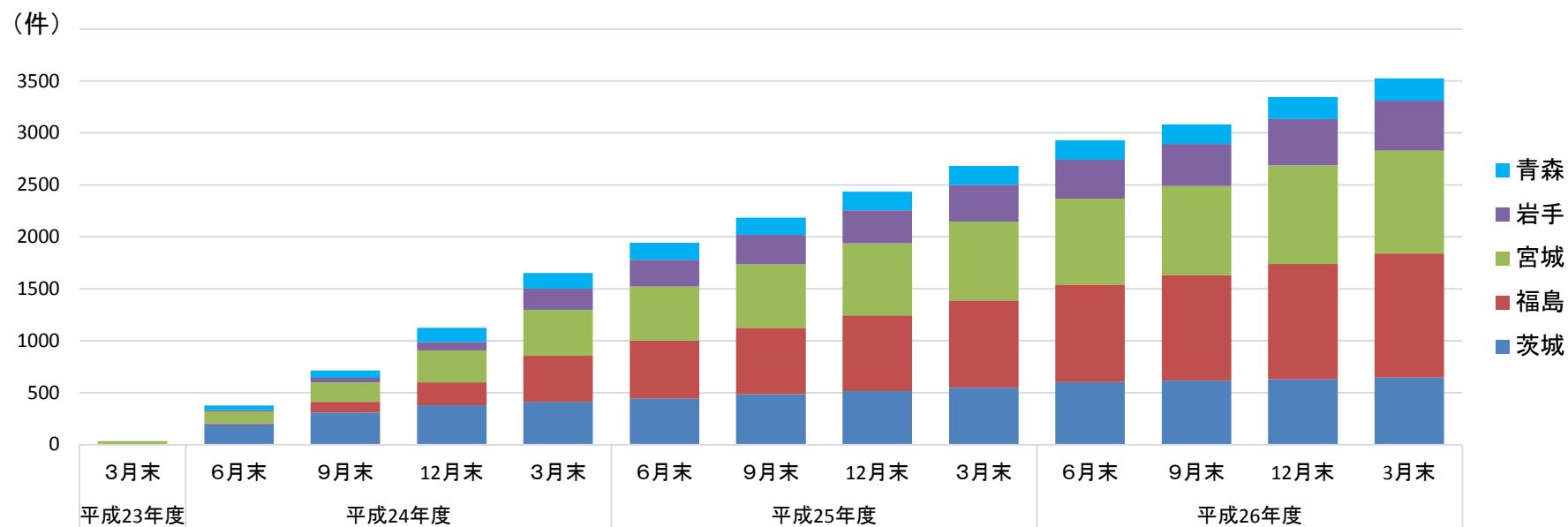
3. 復興推進計画（税制特例の指定件数①）

- 国の認定を受けた復興推進計画に定められる復興産業集積区域等において、計画を作成した地方公共団体の指定を受けて、事業用設備を新增設したり被災雇用者等を雇用した場合などに、特別償却や税額控除等の特例を受けることができる。

各県毎の指定件数とその推移

平成27年3月31日現在

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
指定件数	215	481	988	1,193	647	3,524

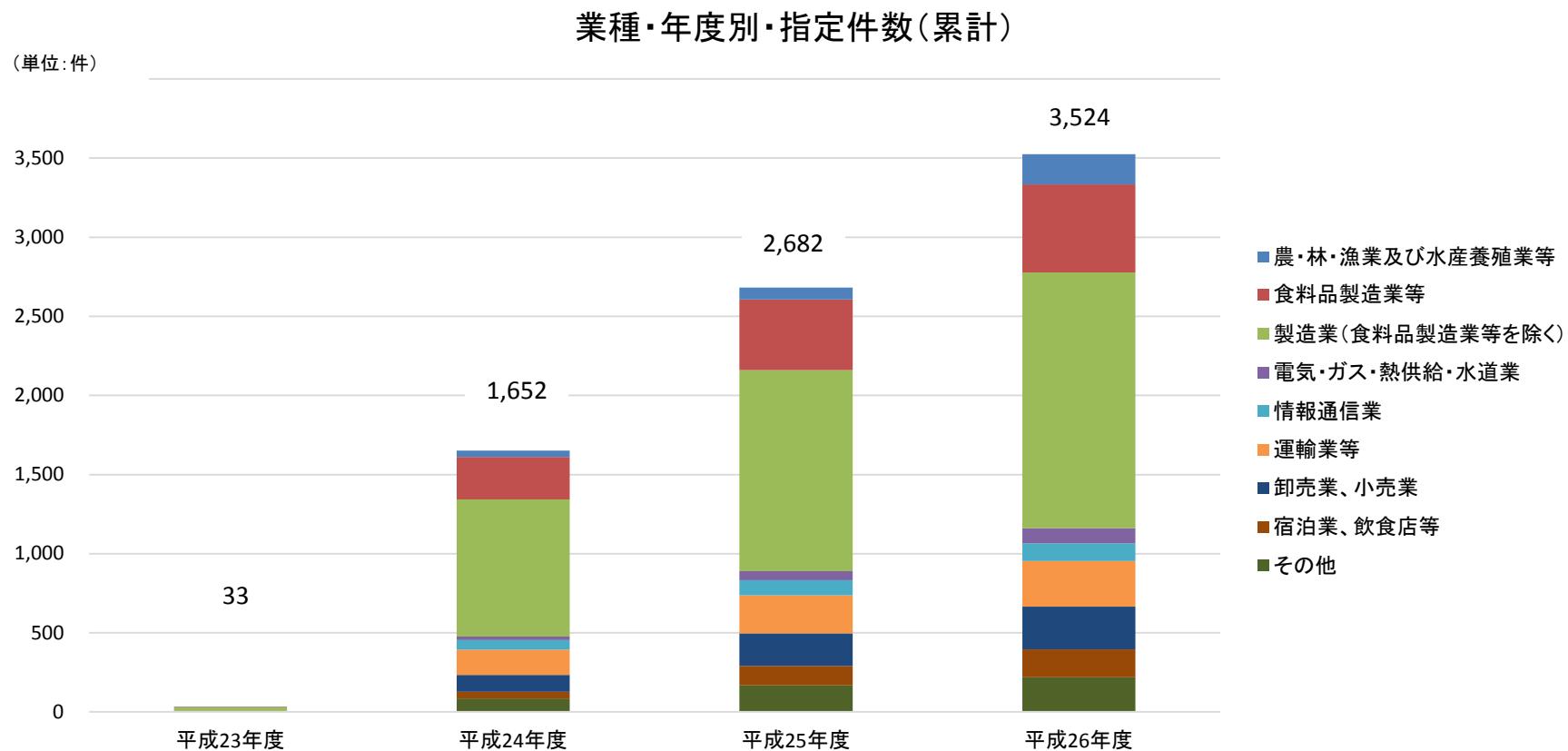


4. 復興推進計画（税制特例の指定件数②）

- 復興特区税制の指定を受ける事業者の業種については、①製造業(②を除く)1,615件、②食料品製造業556件、③運輸業等287件、④卸売業小売業271件等となっており、幅広い業種において活用されている。

主な業種毎の指定件数の推移

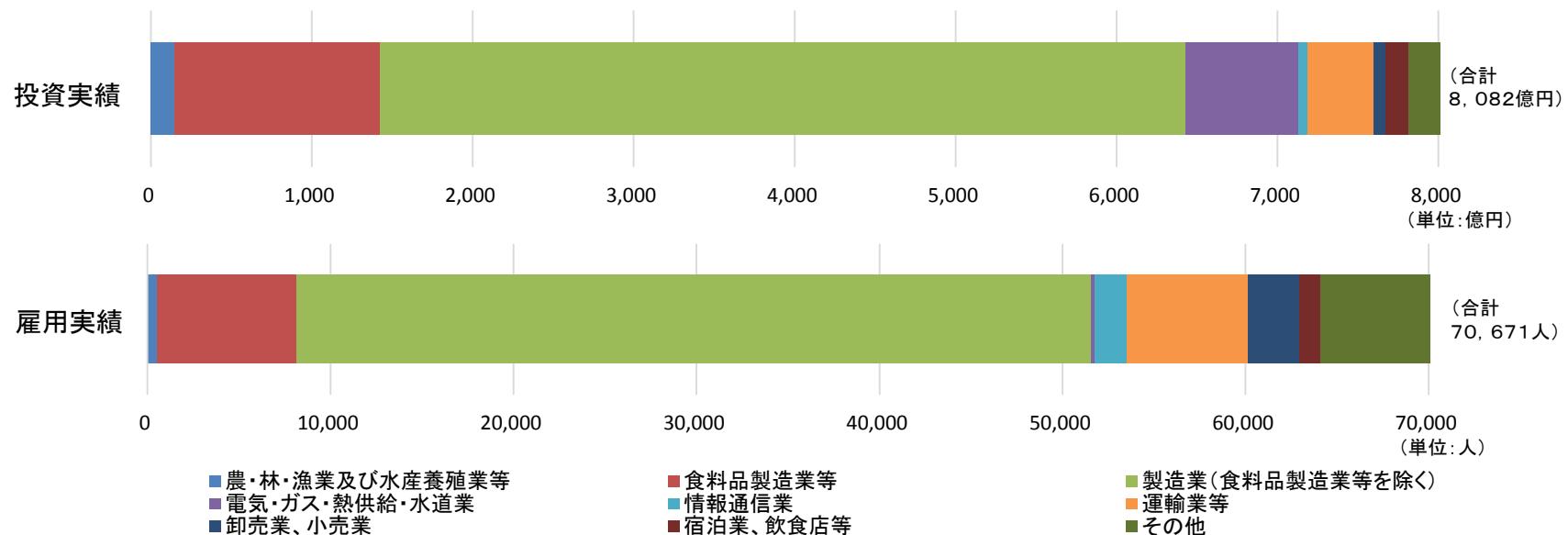
平成27年3月31日現在



- 平成24年2月から平成26年8月末までに行われた指定事業者等による投資実績は8,082億円、被災者の雇用実績は70,671人。
- 投資実績は、①製造業(②を除く)5,004億円、②食料品製造業等1,281億円、③運輸業等405億円などとなっている。
- 雇用実績は、①製造業(②を除く)43,397人、②食料品製造業等7,675人、③運輸業等6,601人などとなっている。

指定事業者等による投資・雇用の実績

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
投資実績(億円)	342	964	2,122	1,677	2,977	8,082
雇用実績(人)	3,778	5,524	16,997	21,905	22,467	70,671



6. 復興推進計画（税制特例の効果（投資・雇用）②）

- 税制上の特例の適用を受けることができる指定事業者等の数は2,747。
- これらの事業者等による今後の投資見込額は1兆5,416億円。
- 雇用予定数は11万9,205人。

指定事業者等による投資・雇用の見込み

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
指定事業者等	188	414	812	935	487	2,747 ※
投資見込額(億円)	1,060	1,349	4,302	3,861	4,844	15,416
雇用予定数(人)	4,907	8,320	24,133	34,490	47,355	119,205

(注)・指定事業者等の数は平成27年3月末時点、投資見込額及び雇用予定数は平成26年12月末時点。

・指定事業者等が指定受ける際に提出する計画に記載した数字の合計。

※複数の県で指定を受けている事業者等があるため、各県の指定事業者等の合計とは一致しない。

7. 復興推進計画（利子補給金の支給状況等）

- 復興特区において復興の中核となる事業の実施者に必要な資金を貸し付ける場合に金融機関に対し利子補給金を支給。
- これまで94の事業者が決定され、融資見込額は1, 997億円、投資見込額は5, 953億円、新規雇用予定者数は4, 909人となっている。

1. 利子補給の対象となる事業を実施する事業者等の推移及び県別内訳

平成27年3月31日現在

	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
事業者数	1	24	32	37	94
融資予定額(億円)	3	751	603	640	1, 997
投資見込額(億円)	30	2, 598	1, 519	1, 806	5, 953
新規雇用予定者数(人)	6	1, 896	1, 671	1, 336	4, 909

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
事業者数	4	12	21	46	11	94
融資予定額(億円)	29	146	460	850	512	1, 997
投資見込額(億円)	91	183	1, 684	1, 758	2, 237	5, 953
新規雇用予定者数(人)	153	997	1, 280	1, 662	817	4, 909

2. 事業者数の業種内訳



- 農・林・漁業及び水産養殖業等
- 食料品製造業等
- 製造業(食料品製造業等を除く)
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 運輸業等
- 卸売業、小売業
- 宿泊業、飲食店等
- その他

8. 復興推進計画（規制・手続等の特例の活用状況①）

- 認定復興推進計画において認定された規制・手續等の特例は15措置。
- 公営住宅の整備に係る特例や確定拠出年金に係る脱退一時金の特例、地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和などの医療福祉分野の特例が、多くの市町村に適用されている。

※認定計画において認定された特例の適用対象市町村数

()内は特区対象市町村数 認定計画において認定された特例	青森 (4)	岩手全域 (33)	宮城全域 (35)	福島全域 (59)	茨城 (40)	栃木 (17)	千葉 (29)
①漁業権の免許に関する特別の措置			1(石巻市)				
②建築基準法における用途制限に係る特例		1(釜石市)	4(名取市等)				
③応急仮設店舗・工場等の 存続可能期間の延長の特例		10 (宮古市等)	13 (塩釜市等)	33 (相馬市等)	7 (水戸市等)		1
④公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例		33	35	59	40		2
⑤公営住宅等の整備に係る譲渡要件等の特例		33	35	59	40		
⑥食料供給等施設の整備に係る特例			1(石巻市)				
⑦工場立地法及び企業立地促進法 における緑地規制の特例	4		34			13 (日立市等)	
⑧確定拠出年金に係る脱退一時金の特例		33	35	59	40		
⑨地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和		33	35	59			
⑩医療機器製造販売業等の許可基準の緩和		33	35	59			
⑪仮設薬局等の構造設備基準の特例		12 (宮古市等)	17 (登米市等)				
⑫医療機関・介護施設等に係る基準等の特例 ・訪問リハビリテーション事務所		12 (宮古市等)	15 (仙台市等)	59			
・介護予防訪問リハビリテーション事務所		12 (宮古市等)	15 (仙台市等)	59			
・介護老人福祉施設		12 (宮古市等)	14 (女川町等)	59			
・介護老人保健施設		12 (宮古市等)	14 (女川町等)	59			

9. 復興推進計画（規制・手続等の特例の活用状況②）

- 復興フェーズに応じ必要とされる特例が認定。被災地の事業活動や被災者の安定した住宅環境の確保等の円滑かつ迅速な復興の推進に寄与。
- 発災直後(H23/H24年度)は、多くの医療機関が被災したために「医療・福祉」関連特例が相対的に多く認定。「産業活性化」として「工場立地の緑地規制特例」も多く認定。
- H25年度は、発災後に建設された応急仮設建築物の特例や災害公営住宅の完成と入居に向け「入居者資格要件等の特例」の認定件数が増加。
- 今後の災害公営住宅等の整備の進捗に伴い、「入居者資格要件等の特例」による入居の増加が見込まれるとともに、被災住民の生活に必要不可欠な施設整備の完了までに一定の時間を要することから、「応急仮設建築物の特例」により当該施設の存続延長が可能となることは被災住民の生活の安定等に大きく寄与する等、今後も、規制・手続等の特例は、復興まちづくりの進捗に併せた活用が見込まれる。

«復興推進計画に係る特例の認定市町村数»

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
1	医療機器製造販売業等特例(92)	確定拠出年金特例(134)	公営住宅の入居者要件特例(168)	応急仮設建築物の特例(38)
2	工場立地の緑地規制特例(51)	医師の配置基準等特例(94)	公営住宅の譲渡要件特例(167)	用途制限の特例(2)
3	医師の配置基準等特例(33)	(介護予防)訪問リハ事務所の特例(74)	応急仮設建築物の特例(54)	公営住宅入居者要件(1)/譲渡要件特例(1)

«実績例»応急仮設建築物の特例

【対象店舗・工場等の累積件数】
(H27.4.10現在)

岩手県	331件
宮城県	162件
福島県	150件
茨城県	17件

10. 復興推進計画（活用見込み等）

- 上述のとおり、復興推進計画に基づく特例が活用されてきていることや、まちづくりが今後進展することを踏まえると、引き続き、産業・生業の再生に向け、復興特区制度の活用が見込まれる。
- 被災地の課題解決に向け、計画策定の支援等に努める。

1. 復興整備計画（概要）

- 復興整備計画は、東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)に基づき、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるために、市町村が単独又は県と共同して作成する計画。
- 必要に応じて、市町村・県や国の機関等からなる復興整備協議会での協議・同意等を経て、計画を公表することにより、事業に必要な許可の特例が適用されるとともに、ワンストップ処理等の特例を受けることができるものであり、被災地の速やかな復興まちづくりを進めるために重要な制度。

事業の実施に必要な許可の基準緩和

課題

事業実施のために必要な許可が得られない
(市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等)

特例措置

◆市街化調整区域における開発許可、農地転用等について特例的に許可

事業の実施に必要な許可手続のワンストップ化

課題

事業実施のためには複数の許可が必要
(開発許可、農地転用の許可等)

特例措置

◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで処理
◆土地利用基本計画や都市計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理
※復興整備協議会での協議・同意を経た場合には、事業に必要な許可や計画変更があったものとみなされる。

○土地収用手続の特例(法改正により平成26年5月に追加)

- 事業認定の努力義務「3月」を「2月」に短縮
- 収用委員会が6月以内に裁決する努力義務規定
- 収用裁決申請時の土地調書の添付を不要に

- 5戸以上50戸未満の集団団地を収用対象に
- 緊急使用の期間「6月」を「1年」に延長

2. 復興整備計画（作成・公表実績）

- 岩手県11市町村、宮城県14市町、福島県10市町村の合計35市町村において計画を作成・公表。
- 復興整備計画に記載された事業については、集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、道路事業などが多く実施されている。

県	計画作成・公表市町村	事業施行地区 (地区数)	主な復興整備事業（事業数）					
			集団移転 促進事業	災害公営 住宅整備 事業	道路事業	土地区画 整理事業	漁業集落 防災機能 強化事業	津波復興拠点 整備事業
岩手	<u>○計11市町村</u> 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村	<u>計168地区</u>	45	10	39	19	26	9
宮城	<u>○計14市町</u> 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町	<u>計369地区</u>	192	82	33	24	23	10
福島	<u>○計10市町村</u> いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楓葉町、新地町、川俣町、川内村、大熊町、飯舘村	<u>計182地区</u>	52	22	16	7	0	2
合計	<u>35市町村</u>	<u>719地区</u>	289事業	114事業	88事業	50事業	49事業	21事業



3. 復興整備計画（特例の活用状況）

- 復興整備計画に基づく特例については、都市計画決定・変更等のゾーニングの変更等に関する特例や農地法の農地転用許可、都市計画法の開発許可等が多く活用されている。
- 平成26年5月の法改正により追加された土地収用手続の特例についても、50戸未満の集団住宅を収用対象とする特例や、期間を1年間とする緊急使用の特例が活用されている。

県	事業施行区域	土地利用計画に関する主な事項(地区数)						許可等に関する主な事項(地区数)				
		土地 利用 基本 計 画 変 更	地 域 森 林 計 画 区 域 変 更	都 市 計 画 変 更	都 市 計 画 決 定	保 安 林 解 除	農 業 振 興 地 域 変 更	農 用 地 利 用 計 画 変 更	農 地 法 (農 地 転 用)	都 市 計 画 法 (開 発 許 可)	自 然 公 園 法 (許 可 ・届 出)	都 市 計 画 法 (事 業 認 可)
岩手	168	49	53	0	9	30	2	2	57	0	0	4
宮城	369	59	58	45	40	10	2	2	194	147	36	0
福島	182	10	9	51	37	0	3	1	80	15	0	0
合計	719	118	120	96	86	40	7	5	331	162	36	4

(平成27年4月10日現在)

注：1つの地区で複数の事業に係る特例を受けている場合があるため、「土地利用計画に関する主な事項」の合計と「許可等に関する主な事項」の合計の地区数は、「事業施行区域の地区数」を上回る。

4. 復興整備計画（活用見込み）

○復興整備計画公表済み市町村(33市町村)アンケート調査の回答によると、

- ワンストップ処理の特例効果については、時間短縮効果を挙げた市町村は9割を超え、次いで職員の事務効率化(負担軽減)については5割超の市町村が効果があったと回答。
- 許可等の特例効果については、31の市町村が被災地域の実情を踏まえた弾力的な復興計画の策定に効果があったと回答。12の市町村が復興事業の円滑かつ迅速な実施に寄与したと回答。
- 今後の特例の活用見込みについては、約半数の16市町村が、「現在活用している特例を今後も現在と同程度以上活用する見込み」又は「これまで活用していない特例を今後活用する見込み」と回答。

○以上のことから、今後も復興整備計画制度の活用が見込まれる。

1. ワンストップ処理の特例効果について(複数回答あり)

①手続の時間短縮・簡素化	30
②職員の事務効率化(負担軽減)	18
③幅広い関係者の意見集約	4
④特に効果は得られなかった	0

【通常の手続と比較した場合の時間短縮】

①1週間以内	0
②1週間～1か月程度	10
③2～5か月程度	14
④6か月以上	6

【通常の手續と比較した場合の事務負担軽減】

①1割未満	2
②1～2割程度	7
③3～4割程度	7
④5割以上	2

2. 許可等の特例効果について(複数回答あり)

①被災地域の実情を踏まえた弾力的な復興計画の策定	31
②復興事業の円滑かつ迅速な実施	12
③特に効果は得られなかった	0